

京都市消費者訴訟援助実施要綱

制定 平成 19 年 5 月 7 日

改正 令和 4 年 7 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、京都市消費生活条例（平成 17 年 3 月 25 日条例第 83 号。以下「条例」という。）に基づく京都市消費生活条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日施行。平成 28 年 4 月 1 日改正。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、条例及び規則の例による。

(設立補助の申請)

第 3 条 規則第 10 条に定める申請書は、京都市消費者団体設立補助交付申請書（第 1 号様式）のとおりとする。

(設立補助の交付額)

第 4 条 設立補助の交付額は、予算の範囲内において、市長が相当と認める額とする。

(交付の決定)

第 5 条 団体設立補助に係る交付決定通知は、京都市消費者団体設立補助交付決定通知書（第 2 号様式）又は京都市消費者団体設立補助交付不承認通知書（第 3 号様式）によるものとする。

(貸付けの申請)

第 6 条 規則第 11 条に定める貸付けの申請書は、京都市訴訟資金貸付申請書（第 4 号様式）のとおりとする。

2 申請書に添付するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

ア 貸付けを受けようとする額を証する書類

イ 申請者の住民票（申請者が外国人である場合は登録原票記載事項証明書）の写し

(申請者の範囲)

第7条 訴訟資金の貸付けの申請を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でない者

(訴訟資金の貸付けの範囲)

第8条 訴訟資金の貸付けの範囲は、当該訴訟の遂行に要する裁判手続費用、弁護士費用その他訴訟に通常要すると市長が認める費用とする。

(訴訟資金の貸付額)

第9条 訴訟資金の貸付額は、訴訟一件につき審級ごとに1、200、000円を限度として、市長が相当と認める額とする。ただし、一会計年度においては、一つの審級に係る貸付けを限度とする。

(訴訟資金の返還)

第10条 訴訟資金の返還期限は、当該訴訟が終了した日から起算して6箇月を経過した日とし、かつ、訴訟資金は一時に全額を返還しなければならない。

2 訴訟資金は、無利息とする。

(延滞利息)

第11条 訴訟資金を前条に定める期限内に返還しなかったときは、当該金額に対し、当該期限の翌日から返還の日までの期間に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。ただし、当該期限までに支払わなかったことにつき、やむを得ない理由があると市長が認めるときはこの限りではない。

(貸付けの決定)

第12条 規則第12条に定める貸付額等に係る決定通知は、京都市訴訟資金貸付決定通知書(第5号様式)又は京都市訴訟資金貸付不承認通知書(第6号様式)のとおりとする。

(訴訟資金の交付)

第13条 前条の貸付の決定を受けた者は、その通知を受けた日から起算して14日以内に訴訟資金借用書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による手続きが完了した後に、訴訟資金を交付する。

(貸付けに係る訴訟の取下げ)

第14条 訴訟資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、貸付けに係る訴訟を取り下げようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(届出)

第15条 借受人は、訴訟資金の返還を完了するまでの間に、住所若しくは氏名を変更し、または貸付けに係る訴訟について判決があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 借受人が死亡し、または所在不明となったときは、同居の親族は、その旨を市長に届け出なければならない。

(返還の免除の申請)

第16条 規則第15条に定める貸付の免除の申請書は、京都市訴訟資金返還免除申請書(第8号様式)のとおりとする。

(返還の免除の決定)

第17条 市長は、前条に定める申請があったときは、免除の適否を決定し、京都市訴訟資金返還免除決定通知書(第9号様式)又は京都市訴訟資金返還免除不承認通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(返還命令)

第18条 規則第14条の規定により繰上げ返還を命じた場合においては、第10条の規定を準用する。

(審議会の意見の聴取)

第19条 市長は、この要綱に定める決定をするに当たり、必要があると認めるときは、京都市消費生活審議会の意見を聴くものとする。

(準用)

第20条 この要綱に定めるもののほか、訴訟資金の支出又は収入については、京都市会計規則を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成１９年５月７日から施行する。

(改正期日)

この要綱は、平成２４年１０月１日から施行する。

(改正期日)

この要綱は、令和４年３月４日から施行する。

(改正期日)

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

第 1 号様式(第 3 条関係)

京 都 市 消 費 者 団 体 設 立 補 助 交 付 申 請 書

(あて先) 京 都 市 長

年 月 日

団体の名称 _____

団体の所在地 _____

(電話) — — _____

団体の代表者氏名 _____

京都市消費生活条例施行規則第 1 0 条の規定により設立補助の交付を申請します。

補助金交付申請額		円
申請額 の内訳	1 会議場の借用に要した費用	円
	2 会議の資料の作成に要した費用	円
	3 通信連絡に要した費用	円
団体を設立した理由		

※ この申請書には、領収書その他の設立に要した費用の額を証する書類を添付してください。

第 号
年 月 日

様

京都市長

京都市消費者団体設立補助交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました設立補助の交付について、
下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

交付決定額 円

なお、この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第 号
年 月 日

様

京都市長

京都市消費者団体設立補助交付不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました設立補助の交付について、
下記の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 交付しない理由

なお、この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

京 都 市 訴 訟 資 金 貸 付 申 請 書

（あて先）京 都 市 長

年 月 日

申請者住所 _____

(電話) — —

氏名 _____

京都市消費生活条例施行規則第11条の規定により訴訟資金の貸付けを申請します。

貸付けを受けようとする額		円
貸付申請額の 内訳	項 目	金 額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

- 1 以下の内容について、該当する方は□の中にチェックを入れてください。
- ☐ 京都市内に住所を有する。
- ☐ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でない。
- なお、上記のチェックした内容が事実と異なることが判明した場合は、京都市消費生活条例施行規則第14条第1号に該当するものとみなし、訴訟資金の返還を求めるなど、必要な措置を講じます。
- 2 一の訴訟につき初めて貸付けを申請する場合は裏面も記入してください。

(一の訴訟につき初めて貸付けを申請する場合に記入)

訴訟資金の予定額		円
訴訟の提起日又は提起予定年月日		年 月 日
訴訟を提起した、提起しようとする、又は提起された裁判所の名称		裁判所
貸付申請者の訴訟代理人の氏名及び住所		
(氏名)		
(住所)		
訴 訟 の 概 要	原告の氏名及び住所	
	(氏名)	
	(住所)	
	被告の氏名及び住所	
	(氏名)	
(住所)		
請求の趣旨		
請求の原因		
訴訟を提起するに至った事情		

(注) この申請書には、訴状（その案を含む）の写し、その他市長が必要と認める書類を添付してください。

貸付申請者が団体である場合は、氏名及び住所欄は団体の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地を記入してください。

様

京都市長

京都市訴訟資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました訴訟資金の貸付けについて、
下記のとおり貸付けを決定しましたので通知します。

記

1 貸付決定額 円

内 訳	項 目	金 額
		円
		円
		円
		円
		円

2 訴訟資金の返還

(1) 訴訟資金の返還期限

訴訟資金の貸付けに係る訴訟の確定判決のあった日から起算して6箇月を経過した日。

(2) 延滞利息

(1)に定める返還期限内に返還しなかった場合は、当該金額に対し当該期限の翌日から返還の日までの期間に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

ただし、当該期限までに支払わなかったことにつき、やむを得ない理由があると市長が認める場合を除く。

なお、この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 号
年 月 日

様

京都市長

京都市訴訟資金貸付不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました訴訟資金の貸付けについて、
下記の理由により貸付けをしないことに決定しましたので通知します。

記

1 貸付けない理由

なお、この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第 7 号様式（第 1 3 条関係）

京 都 市 訴 訟 資 金 借 用 書

（あて先）京 都 市 長

年 月 日

借受人の住所	借受人の氏名

京都市消費生活条例施行規則第 1 2 条及び京都市消費者訴訟援助実施要綱第 1 3 条の規定により訴訟資金を次のとおり借用しました。
なお、返還期日には、遅滞なく返還します。

借用金額	円
利 息	無利息
返還期限	確定判決があった日から起算して 6 箇月を経過した日
返還方法	一時に全額を返還

第8号様式（第16条関係）

京 都 市 訴 訟 資 金 返 還 免 除 申 請 書

（あて先）京 都 市 長

年 月 日

申請者住所

（電話） — —

氏名

京都市消費生活条例施行規則第15条の規定により訴訟資金の返還免除を申請します。

返還免除申請額		円
貸付決定	決定番号	第 号
	決定年月日	年 月 日
貸付を受けた金額の総額		円
免除を受けようとする理由		

（注）貸付申請者が団体である場合は、氏名及び住所欄は団体の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地を記入してください。

第 号
年 月 日

様

京都市長

京都市訴訟資金返還免除決定通知書

年 月 日付けで申請のありました訴訟資金の返還免除について、
下記のとおり免除することを決定しましたので通知します。

記

1 貸付決定額	円
2 返還免除申請額	円
3 返還免除決定額	円

なお、この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第 号
年 月 日

様

京都市長

京都市訴訟資金返還免除不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました訴訟資金の返還免除について、
下記の理由により返還の免除を認めないことに決定しましたので通知します。

記

1 返還の免除を認めない理由

なお、この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。